社会福祉法人精華町社会福祉協議会
介護職員等の処遇改善に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の介護職員等の処遇改善に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この規程に定める介護職員等は、次のとおりとする。
（１）本会で勤務する非正規職員であり、かつ介護職員として雇用契約を締結している者。

（処遇改善の方法）
第３条　介護職員等には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給するほか、介護職手当を支給する。
２　前項のほか、介護職員等の能力向上のために必要な措置を講じるとともに、腰痛対策等、労働安全衛生対策を推進する。

（介護職手当の額等）
第４条　介護職手当の額は、職位に基づいて別表に定める額を支給する。ただし、職位は、キャリアパス基準に基づくものとし、それぞれのキャリア（等級）及び評価に応じて変動するものとする。
２　月の途中で採用または退職、欠勤等した場合は、第１項に定める介護職手当に対して実際に勤務した時間に比例した額を支給するものとする。ただし、年次有給休暇及び特別休暇については、この限りではない。
３　本会の介護事業実績が、年度当初の計画から増減した場合は、第１項に定める介護職手当の額を規模に応じて増減することがある。
４　第１項に定める介護職手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（支給方法）
第５条　介護職手当の支給日は、毎月２３日とし、銀行振込にて支払う。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとする。
２　一時金は、通貨をもって職員に支給する。

（休職期間中の取り扱い）
第６条　休職期間中は、介護職手当を算定しないものとする。

附　則

この規程は、平成２１年１０月　１日から施行する。
この規程は、平成２４年　６月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　６月　１日から施行する。
この規程は、平成２８年　６月　１日から施行する。
この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　元年１０月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。

別表１（第４条関係）

１．非正規職員（訪問介護・通所介護に従事する介護職）

職位	時給（パート）	月給（常勤）
准ケアスタッフ①	２１０円	３３，６００円
准ケアスタッフ②	２２０円	３５，２００円
ケアスタッフ①	２３０円	３６，８００円
ケアスタッフ②	２４０円	３８，４００円
チーフケアスタッフ①	２５０円	４０，０００円
チーフケアスタッフ②	２６０円	４１，６００円
サブリーダー①	２７０円	４３，２００円
サブリーダー②	２８０円	４４，８００円
リーダー①	２９０円	４６，４００円
リーダー②	３００円	４８，０００円
チームリーダー①	３１０円	４９，６００円
チームリーダー②	３２０円	５１，２００円

２．正職員と同等の職責を担う嘱託職員（訪問介護・通所介護共通）

職位	月給
係長	１２８，０００円
課長補佐	１４７，０００円
課長	１９１，０００円